

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 瑞穂町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.3%
全職員	61.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.7%
本庁課長相当職	95.8%
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	98.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	80.3%
31～35年	85.3%
26～30年	91.1%
21～25年	90.2%
16～20年	85.7%
11～15年	89.8%
6～10年	96.7%
1～5年	85.5%

【説明欄】

1 任期の定めのない常勤職員以外の職員は、任期付職員・再任用職員・会計年度任用職員を合計したものとなっている。会計年度任用職員のみは96.8%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。